

## 外国語指導助手派遣業務委託基本方針

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

外国語指導助手派遣業務委託

#### (2) 業務目的

篠栗町立幼稚園・小・中学校に外国語指導助手を派遣させ、国際理解教育や英語教育の授業を中心にチームティーチング等を行う。その中で実践的なコミュニケーション能力を高め、英語力の向上を図る。

#### (3) 業務内容

篠栗町立幼稚園・小・中学校における外国語指導助手の派遣及びそれに付随又は関連する業務。

#### (4) 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### (5) 予算

委託料の上限 8,910,000円/年（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2. プロポーザル方式採用理由

外国語指導助手派遣業務委託は、国際理解教育、英語教育に関するコンサルティングやレッスンの企画及び提案、外国語指導助手の指導力や英語力等が重視されるため、金額のみで選定する入札ではなく、プロポーザル方式を採用したい。

### 3. 提案を求める項目

ア. 会社概要・実績

イ. 外国語指導助手の採用・研修

ウ. 管理体制

エ. 業務に対する取り組み

### 4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 5. 参加資格

以下のとおり。

1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務の実施年度において、町の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当

しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

2 前項第1号の規定は、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を決定しようとする委託業務（以下「対象業務」という。）において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはいない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。

3 前2項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、対象業務の内容に応じて、別に定めるものとする。

4 参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなつた場合は、その参加資格を失うものとする。

## 6. 審査概要

外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会による選考。書類審査、プレゼンテーションにより採点する。

## 7. 日程（予定）

令和8年1月15日（木）	公募開始
令和8年1月30日（金）	質疑受付締め切り
令和8年2月5日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和8年2月10日（火）	企画提案書等の提出締め切り
令和8年2月18日（水）	プレゼンテーション審査

## 8. 情報公開及び提供

企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。